

## 船舶事故調査報告書

平成24年7月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（養殖施設）
発生日時	不明（平成22年11月25日 21時30分ごろ）
発生場所	兵庫県姫路市姫路港網干第2区、姫路市網干浜南方沖 姫路市所在の網干防波堤灯台から真方位189° 890m付近 （概位 北緯34° 45.7′ 東経134° 36.3′）
事故調査の経過	平成23年1月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第十一幸徳丸、199トン 132969、個人所有 32.96m (Lr) × 8.80m × 3.10m、鋼 ディーゼル機関、626kW、平成4年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和38年10月25日 免状交付年月日 平成19年3月2日 免状有効期間満了日 平成24年3月22日
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部に擦過傷 養殖施設 養殖施設（かきいかだ）が損壊
事故の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、船長が、操船に当たり、機関長を見張りに就け、姫路港を同港網干第1区の吉美岸壁に向けて航行した。 船長は、網干浜の東側にある網干防波堤と西浜化学岸壁との間の水路に向けて北北東進中、平成22年11月25日21時30分ごろ、網干浜の南方において、左舷船首方に緑色灯光と右舷船首方に赤色灯光のほか、右舷前方に3個の白色点滅灯を視認し、白色点滅灯は漁具の標識灯と思い、微速力前進の約2～3ノットに減速して航行した。 船長は、目視による見張りで航行を続け、21時50分ごろ吉美岸壁に着岸したが、航行中に衝撃は感じなかった。 地元漁業関係者は、船舶が養殖施設内に進入したのを目撃したので漁業協同組合に連絡し、同組合では、翌26日養殖施設が損壊していることを確認したのち、海上保安部に通報した。 船長は、後日、海上保安官による本船の実況見分などが行われた結果、本船が網干浜南方沖において養殖施設に衝突したことを知った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期

その他の事項	<p>本船は、スクラップ約280tを積載し、喫水は、船首約1.60m、船尾約2.70mであった。</p> <p>船長は、本事故発生海域を航行するのは初めてであり、養殖施設が存在していることを知らなかった。</p> <p>本船のレーダーは、本事故当時、作動中であった。</p> <p>網干浜の南東側には、約25年前から養殖施設が設置されており、約500m四方の区画の東側及び南側の計6か所に標識灯（白色点滅灯）が設置されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、姫路港を北北東進中、船長が、視認した標識灯を漁具のものと思い込み、減速したものの、目視による見張りを行っていたことから、養殖施設が存在していることに気付かず、同施設に向けて航行し、同施設に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生海域を航行するのは初めてであり、本海域に養殖施設が設置されていることを知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、姫路港を北北東進中、船長が、視認した標識灯を漁具のものと思い込み、減速したものの、目視による見張りを行っていたため、養殖施設が存在していることに気付かず、同施設に向けて航行し、同施設に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間航海においては、目視による見張りだけでなく、レーダーを有効に活用し、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・初めての海域を航行する場合には、養殖施設や漁具などの設置状況を調査しておくこと。</li> </ul>	